

避難場所の管理及び運営に関する確認書

高知県教育委員会（以下「甲」という。）と四万十市（以下「乙」という。）とは、甲の管理に係る施設を災害発生時の避難場所として乙が指定するに当たり、当該施設の管理及び運営について、次のとおり確認する。

（趣旨）

第1条 この確認書は、災害発生時における迅速な避難場所の開設と安全な避難生活の確保を目的として、乙が避難場所として指定する甲の所管する施設の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（避難場所）

第2条 乙が避難場所として指定する甲の所管する施設（以下「甲施設」という。）は、末尾記載のとおりとする。

（鍵の複製・所持）

第3条 甲は、乙に、乙が迅速な避難場所の開設を行うため、乙の負担において甲の施設の鍵（門扉、玄関等甲施設を避難場所として使用するために必要な箇所の鍵を含む。以下同じ。）を複製させ、乙はこれを乙が指名する者に所持させることができるものとする。

2 複製する鍵の個数は各3個とし、四万十市災害対策本部事務局1個、四万十市地震防災課1個、甲施設の近隣に居住する住民で組織し乙が指名する自主防災会の長が1個を所持するものとする。

3 乙は、甲施設の鍵を複製しようとするときは、これを所持する者の所属、住所、氏名その他必要な事項を甲施設の管理者を経由して甲に通知し、承認を得るものとする。当該通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項に規定する場合のほか、乙は、毎年度当初において、甲施設の鍵の複製個数及びこれを所持する者の所属、住所、氏名その他必要な事項を甲施設の管理者を経由して甲に通知するものとする。

（避難場所の開設・閉鎖）

第4条 乙は、甲施設を避難場所として開設しようとし、又は開設した避難場所を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、甲施設の管理者を経由して甲にその旨を通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後に遅滞なくこれを行うものとする。

2 避難場所の開設及び閉鎖は、前条の規定により甲施設の鍵を所持する乙の職員又は前条第2項に規定する自主防災会の長が行うものとし、夜間等当該施設に甲施設の職員が不在の場合は、その立会いを要しないものとする。

（遵守事項）

第5条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意を持って甲施設を使用すること。

(2) 避難場所の管理及び運営の目的以外に甲施設及び甲施設の鍵を使用しないこと。

(3) 甲施設の鍵の管理は、厳重に行うこと。

（鍵の紛失等の場合の処置）

第6条 乙は、甲施設の鍵を紛失し、若しくは盗難に遭い、又は鍵を毀損したときは、直ちにその旨を甲施設の管理者を経由して甲に通知するとともに、甲乙協議して定めるところにより、必要な処置をとらなければならない。

- 2 前項の処置に必要な経費は、乙の負担とする。
- 3 紛失等に伴い甲に損害が生じたときは、乙の責任においてこれに対応する。

(事故等の責任)

第7条 避難場所の開設その他避難場所の管理及び運営に当たって乙若しくは第三者が甲の施設を毀損し、又は、乙が第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。ただし、甲の責任に帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(必要な情報の提供)

第8条 甲は、甲施設の鍵の変更その他乙が甲施設を避難場所として使用するに当たって乙が必要とする事項を遅滞なく乙に通知しなければならない。

(協議)

第9条 この確認書に定めのない事項及びこの確認書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

避難場所指定施設

番号	施設名	所在地
1	中村特別支援学校 体育館	四万十市古津賀 3091
2	中村特別支援学校 運動場	
3	中村高等学校 体育館	四万十市中村丸の内 24
4	中村高等学校 運動場	
5	中村高等学校西土佐分校 運動場	四万十市西土佐津野川 223
6	中村高等学校西土佐分校 校舎	
7	中村高等学校西土佐分校 体育館	

この確認事項を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成27年8月4日

甲 高知県教育委員会
教 育 長

乙 四万十市
四万十市長

避難場所の管理及び運営に関する確認書

高知県教育委員会（以下「甲」という。）と四万十市（以下「乙」という。）とは、甲の管理に係る施設を災害発生時の避難場所として乙が指定するに当たり、当該施設の管理及び運営について、次のとおり確認する。

（趣旨）

第1条 この確認書は、災害発生時における迅速な避難場所の開設と安全な避難生活の確保を目的として、乙が避難場所として指定する甲の所管する施設の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（避難場所）

第2条 乙が避難場所として指定する甲の所管する施設（以下「甲施設」という。）は、末尾記載のとおりとする。

（鍵の複製・所持）

第3条 甲は、乙に、乙が迅速な避難場所の開設を行うため、乙の負担において甲の施設の鍵（門扉、玄関等甲施設を避難場所として使用するために必要な箇所の鍵を含む。以下同じ。）を複製させ、乙はこれを乙が指名する者に所持させることができるものとする。

2 複製する鍵の個数は各3個とし、四万十市災害対策本部事務局1個、四万十市地震防災課1個、甲施設の近隣に居住する住民で組織し乙が指名する自主防災会の長が1個を所持するものとする。

3 乙は、甲施設の鍵を複製しようとするときは、これを所持する者の所属、住所、氏名その他必要な事項を甲施設の管理者を経由して甲に通知し、承認を得るものとする。当該通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項に規定する場合のほか、乙は、毎年度当初において、甲施設の鍵の複製個数及びこれを所持する者の所属、住所、氏名その他必要な事項を甲施設の管理者を経由して甲に通知するものとする。

（避難場所の開設・閉鎖）

第4条 乙は、甲施設を避難場所として開設しようとし、又は開設した避難場所を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、甲施設の管理者を経由して甲にその旨を通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後に遅滞なくこれを行うものとする。

2 避難場所の開設及び閉鎖は、前条の規定により甲施設の鍵を所持する乙の職員又は前条第2項に規定する自主防災会の長が行うものとし、夜間等当該施設に甲施設の職員が不在の場合は、その立会いを要しないものとする。

（遵守事項）

第5条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意を持って甲施設を使用すること。

(2) 避難場所の管理及び運営の目的以外に甲施設及び甲施設の鍵を使用しないこと。

(3) 甲施設の鍵の管理は、厳重に行うこと。

（鍵の紛失等の場合の処置）

第6条 乙は、甲施設の鍵を紛失し、若しくは盗難に遭い、又は鍵を毀損したときは、直ちにその旨を甲施設の管理者を経由して甲に通知するとともに、甲乙協議して定めるところにより、必要な処置をとらなければならない。

- 2 前項の処置に必要な経費は、乙の負担とする。
- 3 紛失等に伴い甲に損害が生じたときは、乙の責任においてこれに対応する。
(事故等の責任)

第7条 避難場所の開設その他避難場所の管理及び運営に当たって乙若しくは第三者が甲の施設を毀損し、又は、乙が第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。ただし、甲の責任に帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(必要な情報の提供)

第8条 甲は、甲施設の鍵の変更その他乙が甲施設を避難場所として使用するに当たって乙が必要とする事項を遅滞なく乙に通知しなければならない。

(協議)

第9条 この確認書に定めのない事項及びこの確認書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

避難場所指定施設

番号	施設名	所在地
1	幡多農業高等学校 屋内体育館	四万十市古津賀 3711
2	幡多農業高等学校 屋外運動場	

この確認事項を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成26年11月7日

甲 高知県教育委員会
教 育 長

乙 四万十市
四万十市長

避難場所の管理及び運営に関する変更確認書

高知県教育委員会（以下「甲」という。）と四万十市（以下「乙」という。）は、平成26年11月7日付で締結した避難場所の管理及び運営に関する確認書（以下「原確認書」という。）を次のとおり変更する。

第1条 原確認書避難場所指定施設の表「

番号	施設名	所在地
1	幡多農業高等学校 屋内体育館	四万十市古津賀 3711
2	幡多農業高等学校 屋外運動場	

」を「

番号	施設名	所在地
1	幡多農業高等学校 屋内体育館	四万十市古津賀 3711
2	幡多農業高等学校 屋外運動場	
3	幡多農業高等学校 屋内格技場	

」に変更する。

この確認事項を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和元年9月12日

甲 高知県教育委員会
教 育 長

乙 四万十市
四万十市長

